

令和6年度地域防災計画修正箇所

1 受援計画の作成

災害の規模により、他の自治体等からの応援を円滑に受けられるよう、受援に関する連絡や要請手順等を準備するよう規定する。

2 個別避難計画の作成

災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る項目を規定する。

3 事前伐採の推進

倒木による孤立集落の発生や電気・通信等のライフライン設備の被害を防止するための事前伐採を推進することを規定する。

4 防災重点ため池の規定

決壊した場合の浸水区域に家屋等があり、人的被害を与えるおそれのあるため池に関する事項を規定する。

5 災害ケースマネジメントの推進

災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供・人的支援など個別の支援を組み合わせた支援計画を策定し、生活の復興を支援する災害ケースマネジメントの推進を規定。

6 指定緊急避難場所・指定避難所

旧浦安地区公民館が指定緊急避難場所となっていたため、旧浦安地区公民館跡地へ名称変更する。

旧安田小学校校舎の改修が終了する見込みのため、指定避難所として再指定する。

7 指定福祉避難所

旧琴浦町者会福祉センター（琴浦町複合交流施設）は、琴浦町社会福祉協議会があり、災害時災害ボランティアセンターとして活用することが考えられるため、指定福祉避難所の指定を取りやめる。

平岩記念会館は、障がい者用トイレや浴場等が整備されており、指定福祉避難所として活用が可能であることから新たに指定を行う。

8 ヘリコプター場外離発着場

ドクターヘリ、鳥取県防災ヘリの離発着場の指定状況に合わせて修正する。

9 その他

鳥取県地域防災計画の変更に伴う修正及び字句修正等を行う。